第 21 回琵琶湖部会 (2003.1.29 開催) 結果概要

03.2.21 庶務作成

開催日時:2003年1月29日(水) 13:30~17:00

場 所:大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海8

参加者数:委員 13 名、河川管理者 14 名、一般傍聴者 48 名

1 決定事項

・ 住民意見聴取の試行については委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合に は、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認 する。

2 審議の概要

委員会、他部会および提言に関する報告

資料 1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、及び資料 1-2「提言(案)とりまとめの経緯と今後の予定」を用いて、報告が行われた。

原案審議の進め方について

資料2「原案審議の進め方と体制について」について説明が行われた。

河川管理者説明資料(第17回委員会資料)についての意見交換

河川管理者より、資料 3-3「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第 1 稿)に関する意見聴取状況について」の説明が行われた後、資料 3-1-2「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第 1 稿)」とあわせて、意見交換が行われた。

主な意見交換の内容については、「3 主な意見」を参照。

一般からの意見聴取・反映について

資料 4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

主な意見交換の内容は、「3 主な意見」を参照。

琵琶湖部会として、住民意見聴取の試行を承認・サポートするかどうかについては決 定するには至らず、「1.決定事項」の通りとなった。

その他

- ・ 次回の琵琶湖部会は、運営会議で今後の審議体制が確認され次第、開催予定を決定する。 一般傍聴者からの発言
- ・ 一般傍聴者 1 名から、「住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前に登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある」との意見が出された。

3 主な意見

原案審議の進め方について

庶務より、資料 2「原案審議の進め方と体制について」についての説明の後、意見交換が行われた。

・ テーマ別部会をつくるとなると、例えば水位管理の問題など、環境、治水、利水にそれ ぞれ関係するため対立する利害が発生するが、どこで調整するのか。

最終的には委員会で調整する。また、各委員は自分が所属していないテーマや自身の 専門外の部会にも自由に参加できるため、そこで他のテーマ部会の動向を把握できる。 (部会長)

・ テーマ別部会に、ダムの部会を設ける必要があるのではないか。

運営会議では、ダムについては部会や委員会等で全体的な視点で議論するのがよいという考え方が多数派であったため、ダムのテーマ部会は設けていない。(部会長) ある程度議論が進んだ段階で、必要があるならダム部会の設立を検討してはどうか。(部会長代理)

河川管理者説明資料(第17回委員会資料)についての意見交換

資料 3-3「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第 1 稿)に関する意見聴取状況について」、資料 3-1-2「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第 1 稿)」について、意見交換が行われた。

主な意見交換

<住民意見の聴取、自治体への説明に関して>

・ 資料 3-3 には、「関係住民」や「一般住民」等の表記が混在している。関係住民といってもどこまでの範囲なのかはっきりせず、このままでは誤解が生じる恐れがある。「住民」という言葉について統一的な表記と解釈が必要ではないか。

表記の混在については、「住民」という言葉で統一する。(河川管理者)

・ 住民との対話について、現状、琵琶湖周辺の地域では具体的にどんな取り組みを行う予 定なのかお聞かせいただきたい。(部会長)

住民に対しては、第1段階として現在5カ所程度で説明会の開催を予定している。流域委員会から住民意見聴取に関する提言をいただければ、また別途次の段階でやるべきことを検討する。告知方法としては、流域内の住民の方には、新聞折込み等で積極的に説明会開催の告知を行う。流域外の方にもインターネット等で情報を入手できるようにしている。(河川管理者)

・ 自治体に向けた説明会には、自治体のどういう部署の方が参加されたのか。

河川管理者と関係深い建設関連の部署を窓口に、できるだけ多くの関係部局の方々に 集まってもらえるように呼びかけていただいたが、自治体によって出席した部署、関 係者の数に差があった。(河川管理者)

自治体ごとに出席者に差があると情報の伝達に濃淡が出るうえ、必要な情報が関係各

所に十分伝わらない可能性がある。自治体関係者には幅広く伝えてほしい。 説明会は今後も継続していく。できるかぎり多くの参加を呼びかける。その場での質 疑応答だけでなく、後日文書でも質問を受け付けているので、意見は自治体を代表し た市長や村長の名前で出されると思われる。(河川管理者)

- ・ 住民意見の聴取は、例えば組織で働いている人としての意見と、個人としての意見で違ってくることもある。そういう部分に配慮する必要があるのではないか。
- ・「住民」という言葉の定義はその時々によって曖昧であり、意識的に積み上げていくことが委員会の課題である。また、自治体問題については、地方自治の観点から自治体の 直轄区間の河川整備について、あまり国の機関から強い圧力をかけることはできない。 上からの押し付けではなく、地域から盛り上げていく方向で考えなければならない。

<資料3-1-2について>

・ 資料 3-1-2 には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。

p3の河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に 依頼」と記述するにとどまっている。

・ 整備計画をつくるにあたっては、内湖の復元など調査研究が必要なものもあると思われるが、説明資料の中で「検討する」と書かれているところに、その意味も含まれていると解釈してよいのか。

そうである。(河川管理者)

どんな形で検討を行うのか、河川整備計画の中で具体的にもっとはっきりと示していただきたい。(部会長)

- ・ 河川環境整備の部分では、技術的な課題も多い。 p7「河川環境」に、河川の撹乱機能 を調べるためのダムによる試験放流について記されているが、これによって流砂がどう なるのか、植生と川の流れの関係がどうなるか、総合的に調査してほしい。将来の技術 開発につながる。(部会長代理)
- ・ p23「河川利用」の部分に、釣り人や漁業についての扱いが抜けているのではないか。 提言に記したはずであるが。

基本的に自然回復を念頭においた河川利用を促進するという方向で提言と同じであるが、具体的に漁業振興をどうするか、など具体的なことは現時点では書いていない。(河川管理者)

- ・ 竹を使った切れにくい護岸や石積みなどの伝統工法を河川整備計画の中に、積極的に位置付けてはどうか。長期的な計画なのだから、耐久年数のある人工構造物よりも長く使える可能性のある材質も用いるべきだ。
 - p9「2)生息・生育環境の保全、及び再生の検討」に"竹林"と記すなど、意識はしているものの、はっきり明示してはいない。(河川管理者)
- ・ 「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかりやすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。

p11 で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者)

インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の 知恵を生かした情報伝達の方法等に学べることはないだろうか。

- ・ 川や湖の水は必ず海に流される。海に対する責任についても考えてほしい。
- ・ p26~「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。

当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者)

・ 高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用していて、 見直しに反対している住民との調整をどうとるのか。

提言の内容にそって、p24に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会(仮)を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。(河川管理者)

・流域委員会は、提言を河川管理者に提出した以上、河川整備計画の内容についても一定の責任を持つべきと考えている。計画資料の中で抜けている記述がある場合は、積極的に指摘して書き加えてもらえるように努力していくべきだ。今後のテーマ別部会等の課題ともなるであろう。(部会長)

一般からの意見聴取・反映について

資料 4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意 見聴取の試行について、意見交換が行われた。

主な意見交換

・ 住民意見聴取の試行については、正式な部会として開催することが難しいため、有志によって行うことが考えられるが、部会とは独立して完全に有志で行うのか、部会として 承認・サポートする方がよいのかをこの場で確認したい。(部会長)

提言には、住民意見聴取に関しては理念しか記載されておらず、有効で具体的な方法 論はまだ見つかっていない。意見聴取の試行の中で効果があったものや、なかなか実 態をつかみにくいサイレントマジョリティの意見の反映方法等が見つかれば、別途提 案したい。1月18日の提言説明会では、たくさんの方から意見をお寄せいただいた ので、まずはその中から良いものを発掘していきたい。

・ 河川整備計画の原案作成までに委員会でできることは限られている。意見を聴取するだけでよいのか、意見の反映まで考えるのか、ずっと試行のままでよいのか等、いつまでに何をすべきか、委員会の役割を明確にしておくべきである。

整備計画への意見の反映については、河川法にも記されているように河川管理者の役割となる。流域委員会は、意見聴取・反映の方法論を述べるだけである。その意味で

は、「試行」という形しかとれない。(部会長)

・ 提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の 部分について、説明資料第 1 稿の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきた い。また、住民から意見を聴取するに際しては目的意識をもって取り組まねば、無限に 意見を聞き続けてもまとまらない。

住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者)

治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。 この議論は、本日話し合うには大きすぎる。計画に記載すべきだと思われることを文 書で提案するのが適当ではないか。今、ここで議論すべきは、住民意見聴取の方法論 である。(部会長)

・ 住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例:上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみたい。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。

サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識していない。切実な想いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、といった意見を聞くための見通しを立てる必要がある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る試行は必要だと考える。

- ・ 本来、この問題は委員会で考えることであるが、住民意見の聴取に関して委員会委員の 意識はそれほど高くない。まずは琵琶湖部会から始めてみるということも考えられる。 いろいろなアイデアで方法を試してみるべき。
- ・ 住民意見聴取の試行は、意見聴取の方法を模索するために実施するもので、河川整備計画に住民意見を反映するために開催するものではない。「試行」の趣旨が参加者に伝わるかどうか、疑問だ。試行の意味がきちっと伝わらなければ参加者は整備計画に意見が反映されることを過大に期待するのではないか。
- ・ 琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点になっていた若い世代の人達から意見を聞くことが必要がある。
- ・ 公式に考えると、住民が誤解するリスクがある以上、試行を行うことは難しい。意見聴取の試行を行うのか、やめるのか、リスクを押し切ってでも試行を行うべきだと思われる委員がいるなら、部会がサポートしてもよいのかどうか。その辺りを議論したい。本日決まらないなら、当分の間実施することはできない。(部会長)

- ・ もう提言は出来ているが、手続き上は可能なのか。
 - 委員会では、住民意見聴取・反映に関する提言を作成する方向になっているため、手続き上は可能である。ただ、時間が限られているため部会として実施するのは難しい。 委員の誰かが主体となってやらないと成り立たない。(部会長)
- ・ 地域の再生をキーワードに、子供の意見を集めて、世界水フォーラムに持ち込むという 取り組みを行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委 員が、それぞれのフィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが 委員としての責務なのではないか。
- ・ 住民の方から、流域委員会へ対話をしたいとの要望はなかったのか。 公式には、琵琶湖部会へは寄せられていない。(部会長) 試行を行ってもよいとは思うが、本来は、関心を持っている団体等の方からこちらに 対してアプローチすべきことであるので、こちらからお膳立てする必要もないだろう。
- ・ 試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等をつくるのはどうか。
- ・ 本日は、意見聴取の試行を行うかどうかについての結論を保留させていただく。後日、 試行を委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実 施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。(部会長)

一般傍聴者からの発言

・ ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、 下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかが問題である。そこで、 住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのよう な形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録 はホームページに掲載しております。